

【副業の確定申告】
確定申告のルール変更、2020年の副業収入が影響
するので注意！

行列FP 林健太郎

By 林FP事務所

確定申告の ルール変更

1. 主な副業収入の種類

- 給与所得
- 雑所得
- 事業所得、不動産所得等
- 所得=収入-経費

2. 2022年の雑所得から確定申告のルールが変わる

- 雑所得額に応じて3段階となる
- 前々年の雑所得額を基準とする
- 令和2年税制改正大綱

雑所得の確定申告「三段階」

前々年の雑所得額	確定申告の内容
300 万円以下	「現金主義による所得計算の特例」を適用できる
300 万円超	「現金預金取引等関係書類」を起算日から5年間、住所地または居住地に保管しなければならない
1000 万円超	当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならない

- 現金主義→最終現金を受け取った時点で売上
- 現金預金取引等関係書類→入出金記録、領収書等
- 総収入金額及び必要経費の内容→帳簿をつけ提出。領収書は当然保管

まとめ

1. 2022年の雑所得から確定申告が変わります
 - 副業全盛の時代を見据えた改定
2. 副業といえど今後は重要な収入源
 - 収入のあるところに税金は必ずつきまとうので、継続的に正しい知識を身につけて

無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://startup-fp.com/presentpdf>

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎

By 林FP事務所